

第14回子どもの貧困対策情報交換会 事例から学ぶコロナ禍の市区町村の子どもの貧困施策

～主催「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク～

給付や食事支援など独自の取り組みと民間との協働

豊島区

自己紹介

豊島区子ども家庭部子ども若者課長 小澤 さおり

～子ども若者課の職務～

- ・「豊島区子ども・若者総合計画」の策定、進捗管理
- ・「豊島区子どもの権利に関する条例」の普及啓発
- ・子ども・若者支援に関わる地域団体（青少年育成委員、子ども食堂）との連携
- ・「青少年問題協議会」、「子ども・子育て会議」、「子どもの権利委員会」などの運営
- ・子ども若者総合相談「アシスとしま」の運営
- ・中高生センタージャンプの運営

「豊島区子どもの権利に関する条例」制定・施行の経緯

平成 6年4月	国連「児童の権利に関する条約」を日本が批准
平成13年 3月	豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申
平成15年 2月	豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申
平成15年12月	子ども権利条例(仮称)検討委員会 設置
平成17年 3月	検討委員会が条例素案策定、委員会報告書提出 フォーラム開催
平成18年 3月	「豊島区子どもの権利に関する条例」成立、4月施行(一部未施行)
平成22年 1月	条例第6章施行(子どもの権利擁護委員設置)
平成28年	児童福祉法に「児童の権利に関する条約」の精神が理念として明記
平成30年 1月	「豊島区子どもの権利に関する条例」施行規則改正
平成30年 3月	子どもの権利委員会設置

条例の概要－条例の構成

第1章

- 総則

第2章

- 子どもの権利の普及
(広報・啓発)

第3章

- 大切な子どもの権利
(子どもの権利の内容を例示)

第4章

- 子どもの権利保障
(区による保障、
家庭・施設・地域における保障)

第5章

- 子どもの参加
(施設や地域における子どもの
参加推進)

第6章

- 子どもの権利侵害からの救済・回復
(子どもの権利擁護委員)

第7章

- 子どもの権利施策の推進
(推進計画や権利委員会など)

第8章

- 雑則

子どもの権利を考えるうえで大切なこと

**子どもは単に大人に守られるだけの存在ではなく、
自分の人生の主人公**

子ども「一人の人間」として
尊重される存在

- ・ 子どもも一人ひとり違った思いや意見を持っている。

単に「未来の担い手」でなく
「いまを生きる主体」

- ・ 子どもの未来と同じように「今」も大切

「子育て支援」と「子ども支
援」は両方進めるもの

- ・ 子どもへの支援も、子どもを支援する人への支援も両方必要

大切な子どもの権利～条例第3章～

この条例では、子ども一人ひとりが持っている権利を「大切な子どもの権利」として保障しています。
条例では以下のような権利を挙げています。

安心して生きる
こと



個性が尊重
されること



自分で決め
ること



思いを伝える
こと



かけがえのない
時を過ごすこと



社会の中で
育つこと



支援を求め
ること

